# JAS 1219

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

---

# 生産情報公表豚肉

# Pork with production details

2004 年　6 月　25 日　制定
2019 年　12 月　13 日　改正

---

農林水産省

# 目　次

ページ

1　適用範囲 ……1
2　用語及び定義 ……1
3　薬効別分類 ……2
4　生産の方法 ……3
5　表示 ……3
5.1　表示事項 ……3
5.2　表示の方法 ……3
5.3　表示禁止事項 ……3

# まえがき

この規格は，日本農林規格等に関する法律に基づき，日本農林規格調査会の審議を経て，農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって，生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成31年2月15日付け農林水産省告示第358号）は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願，実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願，実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について，責任はもたない。

日本農林規格

JAS
1219 : 2019

# 生産情報公表豚肉

Pork with production details

## 1　適用範囲

この規格は，生産情報公表豚肉の生産の方法について規定する。

## 2　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，次による。

**2.1**

**生産情報**

豚肉の生産に係る次の情報。

**a)**　出生の年月日

**b)**　**管理者**（**2.2**）の氏名又は名称，住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日［認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては，当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称，住所及び連絡先並びに**管理者**（**2.2**）の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日］

**c)**　豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

**d)**　とさつの年月日

**e)**　と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地

**f)**　**管理者**（**2.2**）が給餌した飼料の名称

**g)**　**管理者**（**2.2**）が使用した**動物用医薬品**（**2.3**）の薬効別分類及び名称

　**注記**　薬効別分類については，箇条**3**に示す。

**2.2**

**管理者**

豚の所有者その他豚を管理する者。

**2.3**

**動物用医薬品**

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品。

**2.4**

**生産情報公表豚肉**

箇条**4**及び箇条**5**の要求事項に適合する豚肉。

**2.5**

**個体識別番号**

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚ごとに定めるもの。

**2.6**

**豚群**

同一の**生産情報**（**2.1**）（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの。

**2.7**

**豚群識別番号**

**豚群**（**2.6**）を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が**豚群**（**2.6**）ごとに定めるもの。

**2.8**

**荷口番号**

**4 b)**の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な番号又は記号。

## 3 薬効別分類

薬効別分類は，次による。

**a)** 麻酔剤

**b)** 催眠鎮静剤

**c)** 解熱鎮痛消炎剤

**d)** 鎮けい（痙）剤

**e)** 自律神経剤

**f)** 強心剤

**g)** 鎮がい（咳）きょたん（痰）剤

**h)** 利尿剤

**i)** **f)**～**h)**の薬剤以外の循環器官系用剤，呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤

**j)** 整胃腸剤［止しゃ（瀉），吸着，消泡剤を含む。］

**k)** ホルモン剤

**l)** 子宮収縮剤

**m)** サルファ剤

**n)** 合成抗菌剤

**o)** 抗原虫剤

**p)** 抗生物質製剤

**q)** 内寄生虫駆除剤

**r)** **m)～q)**の薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤

**s)** ワクチン

**t)** 抗血清

**u)** **s)**及び**t)**の薬剤以外の生物学的製剤

**v)** **a)～u)**の薬剤以外のその他の薬剤

## 4 生産の方法

生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は，次による。

**a)** 生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに，その記録を保管し，事実に即して公表していること。

**b)** いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は，同一の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の荷口ごとに事実に即して公表することができる。

## 5 表示

### 5.1 表示事項

表示事項については，食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか，次の事項を表示しなければならない。ただし，**c)**にあっては，生産情報が，小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所，送り状又は納品書等に，小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合には，省略することができる。

**a)** 個体識別番号又は豚群識別番号

**b)** **4 b)**により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては，**a)**に代えて荷口番号

**c)** 生産情報の公表の方法

### 5.2 表示の方法

表示の方法については，食品表示基準の規定に従うほか，次による。

**a)** **名称** 名称の表示は，その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表豚肉”と記載しなければならない。

**b)** **個体識別番号，豚群識別番号又は荷口番号** 個体識別番号，豚群識別番号又は荷口番号の表示は，小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所，送り状又は納品書等に，小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

**c)** **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は，ファックス番号，ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を，小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所，送り状又は納品書等に，小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

### 5.3 表示禁止事項

表示禁止事項については，食品表示基準の規定に従うほか，**5.1** に規定する事項及び箇条 **4** の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

制定等の履歴

| | |
|---|---|
| 制　　定 | 平成16年６月25日農林水産省告示第1219号 |
| 改　　正 | 平成18年２月28日農林水産省告示第 210号 |
| 改　　正 | 平成20年11月11日農林水産省告示第1612号 |
| 確　　認 | 平成26年２月25日農林水産省告示第 300号 |
| 改　　正 | 平成27年３月27日農林水産省告示第 714号 |
| 改　　正 | 平成28年２月24日農林水産省告示第 489号 |
| 改　　正 | 平成30年３月29日農林水産省告示第 683号 |
| 確　　認 | 平成31年２月15日農林水産省告示第 358号 |
| 最終改正 | 令和元年12月13日農林水産省告示第1631号 |

制定文、改正文、附則等（抄）

○　令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1631 号

令和元年 12 月 13 日から施行する。